

2004 年度 立命館大学 夜間時間帯「労働団合法」
中間試験問題

以下の から の新聞記事の中から一つを選び、それぞれ次の点につき答えなさい。

1. 記事において問題となっている労働法上の論点
2. その論点の前提となる法状況の説明
3. その論点に関する諸説
4. その論点に関する自らの見解

注意：1. いずれの記事を選択したのかを明記すること。

2. 出題への解答に直接関係のない事項を記入した場合には、答案を無効と扱う。
3. 設問 1～4 をこの順番で解答する必要はないが、全体として論旨が通っている必要がある。
4. 採点基準（50 点満点で採点する）
 - a) 設問の 1. から 4. の項目毎に、基本的には X の三段階評価を行う。
 - b) は必要なことが述べられている場合につけ、10 点。
は不十分にしか述べられていない場合につけ、5 点。
X は何も述べられていない場合や関係ないことを述べている場合で、0 点。
 - c) 独創的な考えがみられた場合には、各問共に 10 点の範囲で追加点をつける。

いすゞ自動車事件

1990.09.11 朝日新聞より

いすゞ自動車の従業員 2 人が、労働組合を脱退して新組合を結成したところ、ユニオンショップ協定を理由に会社から解雇されたのは不当だとして、同社を相手どり労働契約関係の存在確認などを求めていた訴訟の判決が 11 日午前、横浜地裁であった。判決によると 2 人は、同社川崎工場に勤めていた 87 年 10 月会社の合理化についてのいすゞ自動車労組の方針に反発し、同労組を脱退するとともに別の組合を結成。会社側は翌日同労組の申し入れを受けて、「組合を脱退した者は解雇の対象にする」とのユニオンショップ協定に基づいて 2 人を解雇した。

JR 東日本事件

1994.04.20 朝日新聞より

勤務時間中に国労バッジを着けていたことを理由に、期末手当を 5% 減額したのは、不当な賃金差別だとして、国労東日本本部と国労東京地方本部が救済を申し立てていたことに対し、埼玉県地方労働委員会は十九日、国労側の訴えを認めて、JR 東日本に減額分の支払いなどを命じた。地労委は命令書で、「私企業の労働者には、公務員に対して要求される厳格な職務専念義務はない」として、バッジ着用は就業規則違反とする会社側の主張を退け、業務に支障がなければ労働組合の正当な行為だと認めた。これに対して、JR 東日本の清野智・人事部長は「誤った判断をしており、承服しかねる」との談話を発表、命令の取り消しを求めていくことを明らかにした。